

Title	日本書紀私記甲本について
Sub Title	A study on "Nihon-Shoki-Kohon" a bibliographical study on the ancient commentary of Nihon-shoki
Author	志水, 正司(Shimizu, Masaji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.3 (1957. 12) ,p.99(367)- 119(387)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571200-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本書紀私記甲本について

志 水 正 司

ここに日本書紀私記甲本というのは、水戸彰考館所藏本「日本書紀私記」を新訂増補國史大系第八卷に収めて公刊するに當り、その内容についての考慮からこれを三分し、便宜上甲本・乙本・丙本と呼稱したのであつたが、それ以來學界においてこの分類名稱がそのまま通用されており、いまこれに従うものである。^(註一)

この日本書紀私記甲本については、嵯峨天皇弘仁年間における日本書紀講讀の關係の私記、所謂弘仁私記であろうとの比定が行われ、近年も坂本太郎・太田晶二郎・關晃・田中卓らの諸氏がこれを認めておられる。しかし他方、これに疑問を抱く學者もあつて丸山二郎氏等がその主たる論者である。^(註二)この稿においては、日本書紀私記甲本と弘仁私記との關係を更めて吟味檢證し、丸山氏の疑問に答え、また最近岩橋小彌太氏の提出された弘仁私記變改の問題にも言及してみようと思ふのである。

(註一) それ以前は「入宋落魄隱士守方の奥書のある日本書紀私記」の名で呼ばれていた。

(註二) 丸山二郎「日本書紀私記に就いて」歴史地理六〇―四・五(昭和七)

(註三) 岩橋小彌太「日本紀私記考」古典の新研究(一)所收(昭二七)

この日本書紀私記甲本が弘仁私記に比定されるのは、日本書紀私記丁本・釋日本紀・日本書紀纂疏及び日本書紀の諸古寫本の注記等に、弘仁私記に依つたと明記している引用文が散見され、それらがいずれも私記甲本の記事と吻合するからである。以下、その對照を表示してみよう。ただその場合、現存の甲本は何分にも時代の降下した延寶六年の傳寫にかかるものであり、相應の配慮を要するのである。ここでは内閣文庫及び無窮會所藏藤波家本・無窮會所藏藤波家別本・東京大學史料編纂所所藏鈴木眞年本等を參照して適宜校訂を施すこととした。

《引 用 文》

(1) 弘仁私記序曰、

夫日本書紀者、一品舍人親王〔淨御原天皇第五皇子也〕、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等〔王子神八井耳命之後也〕、奉勅所撰也。

清足姬天皇負辰之時〔淨御原天皇之孫、日下太子之子也、世號飯高天皇。辰、戶牖之間也。負辰者、言以其所據名之。今案、天子座之後也〕、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀卅卷并帝王系圖一卷〔今見在圖書

《私記甲本文》

(1) 及び(2)

夫日本書紀者、一品舍人親王〔淨御原天皇第五皇子也〕、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等〔王子神八井耳命之後也〕、奉勅所撰也〔中略〕。

清足姬天皇負辰之時〔淨御原天皇之孫、日下太子之子也、世號飯高天皇。辰、戶牖之間也。負辰者、言以其所處名之、今案、天子座之後也〕、親王及安麻呂等、更撰此日本書紀三十卷并帝王系圖一卷〔今見在圖書寮

寮及民間也。

養老四年五月廿一日〔淨足姬天皇年號〕、功夫甫就獻於有司〔今圖書寮是〕、上起天地混淪之先〔混、々。沌大波也。淪、小沉小波也〕、下終品彙甄成之後〔品、衆也。彙、類也。甄、成也〕。神胤皇裔、指掌灼然〔中臣朝臣、忌部宿禰等爲神胤也。息長真人、三國真人等爲皇裔也〕、慕化古風、舉目明白〔東漢西漢史、及百濟氏等爲慕化。高麗、新羅、及東部後部氏等爲古風也〕、異端小說、恠力亂神〔一書及或說爲異端。反語及諺曰爲小說也。恠、々異也。大鷦鷯天皇御字之時、白鳥陵人化爲白鹿。又蝦夷叛之、堀上毛野田道墓、則大蛇瞋目出自墓、以咋蝦夷也。力、多力也。天國排開天皇御字之時、膳臣巴提〔原作也、今意改〕便至新羅。有虎噬兒去。巴提尋至巖岫、左手執虎舌、右手拔劔刺斂。又罽羸捕山雷之類也。亂、々逆也。蘇我入鹿失君臣之禮、有覬覦之心也。神、

日本書紀私記甲本について（志水正司）

及民間也。

養老四年五月廿一日〔淨足姬天皇年號也〕、功夫甫就獻於有司〔今圖書寮是也〕。上起天地混淪之先〔混、大波也。淪、小沉小波也〕、下終品彙甄成之後〔品、衆也。彙、類也。甄、成也〕。神胤皇裔、指掌灼然〔中臣朝臣、忌部宿禰等爲神胤也。息長真人、三國真人等爲皇裔也〕、慕化古風、舉目明白〔東漢西漢史、及百濟氏等爲慕化。高麗、新羅、及東部後部氏等爲古風也〕、異端小說、恠力亂神〔一書及或說爲異端。反語及諺曰爲小說也。恠、異也。大鷦鷯天皇〔底本作王、據藤波家本等改〕御字之時、白鳥陵人化爲白鹿。又蝦夷叛之、堀上毛野田道墓、則大蛇瞋目出自墓、以咋蝦夷也。力、多力也。天國排開天皇御字之時、膳臣巴提〔底本作也、據傍注及藤波家別本改〕至新羅。有虎噬兒去。巴提尋至巖岫、左手執〔底本作擊、據藤波家本等改〕虎舌、右手拔劔刺斂。又罽羸捕山雷之類也。亂、々逆也。蘇我入鹿

（三六九）一〇一

鬼神也。大泊瀨天皇獵於葛城山、急見長人面白容儀相似天皇、々々問名、答云、僕是一事主神、爲備多聞、莫不該博也〔該、備也〕。(釋紀等)

(四) 弘仁三卷私記序云、異端小說、恠力亂神、爲備多聞、莫不該博。一書及或說爲異端、反語及諺曰爲小說也者……(私記丁本·釋紀)

(五) 弘仁私記序曰、

日本國、自大唐東去萬餘里、日出東方昇于扶桑、故云日本。古者謂之倭國、但倭義未詳、或云、取稱我之音、漢人所名之字也。通云山跡、山謂之耶麻、跡謂之止。(釋紀等)

(六) 弘仁私記序曰、

天地剖判、泥濕未乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰耶麻止。又古語謂居住爲止、言止住於山也。

(釋紀等)

失君臣之禮、有覬覦之心也。神、鬼神也。大泊瀨天皇獵於葛城山、急見長人面白容儀相以天皇、天皇問名、答云、僕是一事主神也、爲備多聞莫不該博〔該、備也〕。

(七)

〔日本國、自大唐東去萬餘里、日出東方昇于扶桑、故云日本。古者謂之倭國、但倭義未詳、或曰、取稱我之音、漢人所名之字也。通云山跡、山謂之耶麻、跡謂之止〕

(八)

天地剖判、泥濕未^自乾、是以栖山往來、因多蹤跡、故曰耶麻止。又古語謂居住爲止、言止住於山也。

(㉒) 弘仁私記序曰、(中略)

先_レ是淨御原天皇御宇之日、有_ニ舍人_一、姓稗田名阿禮、年廿八、爲_レ人謹恪聞見聰慧。天皇勅_ニ阿禮_一、使_レ習_ニ帝王本紀及先代舊事_一。未_レ令_ニ撰錄_一、世運遷代。豐國成姬天皇臨軒之年、詔_ニ正五位上安麻呂_一俾_レ撰_ニ阿禮所_レ誦之言。和銅五年正月廿八日初上_ニ彼書_一、所謂古事記三卷者也(下略)。(書紀纂疏)

(㉓) 弘仁私記序注云、

雄朝妻稚子宿禰天皇御宇之時、姓氏紛謬、尊卑難_レ決。因坐_ニ甘檀丘_一、令_レ探_ニ熱湯_一定_ニ眞僞_一。今大和國高市郡有_レ釜是也。後世帝王見_ニ彼覆車_一、每_レ世令_レ獻_ニ本系_一、藏_ニ圖書寮_一也。(釋紀)

以上は弘仁私記序文の部分についての対照であるが、^(註四)續いてその本文についての對比を示してみよう。

《引 用 文》

(㉒) 是獲滄溟。公望私記云、案_ニ三卷私記_一、是字コ、尔止

日本書紀私記甲本について (志水正司)

(㉒)

先是淨御原天皇御宇之日、有_ニ舍人_一、姓稗田名阿禮、年廿八、爲_レ人謹恪聞見聰慧(底本等作聰、據傍注及藤波家別本改)。天皇勅_ニ阿禮_一、使_レ習_ニ帝王本紀(底本作記、據藤波家別本改)及先代舊事。未_レ令_ニ撰錄_一、世運遷代。豐國成姬天皇臨軒之年、詔_ニ正五位上安麻呂俾_レ撰_ニ阿禮所_レ誦之言。和銅五年正月廿八日初上_ニ彼書_一、所謂古事記三卷者也。

(㉓)

〔雄朝妻稚子宿禰天皇御宇之時、姓氏紛謬、尊卑難_レ決。因坐_ニ甘檀丘_一、令_レ探_ニ熱湯_一定_ニ眞僞_一。今大和國高市郡有_レ釜^(ヤ)是也。後世帝王見_ニ彼覆車_一、每_レ世令_レ獻_ニ本系_一(底本作今、據藤波家別本等改)、藏_ニ圖書寮_一也〕

《私言甲本文》

(㉒) 是獲滄溟^{コ、ニテテウネハラアリ}

讀之、〔謂三卷私記者弘仁私記也〕。(釋紀)

(イ) 憲哉遇可美少男焉。私記曰、アナウレシエヤウマシヲ
トコルアヒヌ、是三卷私記之說也。(釋紀)

(ロ) 青山變枯 (註五)
アヲヤマモカラヤマニナリヌ、弘仁記說 (紀、乾元與書本傍注)

(ヌ) 天柱 (紀、乾元本傍注)
アマノミハシラ、弘仁記

(ル) 溟渤以之鼓盪 (紀、乾元本傍注)
或二字不讀、江同之、又弘仁記不讀也

(ヲ) 山岳爲之鳴响 (紀、乾元本傍注)
二字不讀、弘仁記說也

(ワ) 栲繩 多久奈波 (紀、乾元本脚注)
弘仁記說

(カ) 手置帆負 (紀、乾元本傍注)
且於支保於比、弘仁說

(コ) 太手纏 (紀、乾元本傍注)
スキ、此聲弘仁說

(ク) 彌且之呂、弘仁說

代御手 (紀、乾元本傍注)

(イ) 憲哉 遇可美小男 (藤波家別本作ヲトコ)
アナウレシヨヤ ウマシオトコニアヒヌ

(ロ) 青山變枯
アヲヤマモカラヤマニ

(ヌ) 天柱
アマノミハシラ

(ル) 溟渤次之鼓盪
オホキウミ トツキタ、ユヒキ

(ヲ) 山岳爲之鳴响
ヤマヲカ ナリホエキ

(ワ) 栲繩
タクナハ

(カ) 手置帆負
テラキホオヒ

(コ) 太手纏 (底本作大、據諸本改)
フトタスキ

(ク) 御手代
ミテシロ

- (レ) 太占之卜事 (紀、乾元本傍注)
布刀麻尔乃宇良基等、弘仁記說
- (リ) 祝之曰 (紀、乾元本傍注)
保支豆伊波久、弘仁
- (ル) 高天原 (紀、乾元本傍注)
多加阿萬乃波良、弘仁
- (レ) 齋庭 由尔波、弘仁說 (紀、乾元本脚注)
- (リ) 火酢芹 (紀、乾元本傍注)
せり、弘仁記
于美佐知、弘仁記說
- (ル) 海幸 (紀、乾元本傍注)
- (レ) 潮涸瓊 (紀、乾元本傍注)
之保非乃太麻、弘仁記
- (リ) 穴門。弘仁私記曰、今日長門國 (釋紀)
- (レ) 微叱已知。弘仁私記曰、人名 (釋紀)
- (リ) 波珍于岐。弘仁私記曰、冠名、(釋紀)
- (レ) 伐旱。弘仁私記曰、冠名也 (釋紀)

日本書紀私記甲本について (志水正司)

- (レ) 太占之卜事 フトマニノウラコト
- (リ) 祝之曰 ホキテイハク
- (ル) 高天原 タカアマノハラ
- (レ) 齋庭 ユニハ
- (リ) 火酢芹 ホノスセリ
- (ル) 海幸 ウミサチ
- (レ) 潮涸瓊 シホヒノタマ
- (リ) 穴門 今云長門國
王ノ人名
- (レ) 微叱已知 (據藤波家本等改)
波仁于岐
- (リ) 波珍于岐 (冠名) (據藤波家別本等改)
- (レ) 伐旱 (冠名)

- (ク) 久禮叱。弘仁私記曰、人名(釋紀)
- (カ) 及伐于。弘仁私記曰、冠名(釋紀)
- (マ) 奈末。弘仁私記曰、冠名(釋紀)
- (ケ) 努力努力〔養老弘仁等私記、此云豆刀米〕(釋紀)
- (コ) 菟田朴室古ウタノエムロノフル (釋紀)
- (ク) 物部二田造塩〔弘仁私記、不都多〕(釋紀)
- (コ) 恩率。弘仁私記曰、冠名(釋紀)
- (ケ) 達率。弘仁私記曰、冠名(釋紀)
- (ア) 大來皇女〔弘仁私記、大來此云於保支〕(釋紀)
- (カ) 殉。弘仁私記曰、殉死也(釋紀)

以上、三十餘項に互る對照を示したのであるが、かゝる多數の殆ど完全なまでの合致は、その冒頭に所謂弘仁私記の序文を有することと共に、日本書紀私記甲本即ち弘仁私記と推定せしむるものである。しかし例外がないでもない。次の數例においては兩者の間に差違が認められる。

- (ク) 久禮叱
叱可作吐也、久禮叱ハ人名、
- (カ) 及伐于
及伐于ハ冠名
- (マ) 奈末〔冠名〕
ツトメ
- (ケ) 努力
ツトメ
- (コ) 菟田朴室古ウタノエムロノフル
- (ク) 二田フツタ
- (コ) 恩率〔冠名〕
- (ケ) 達率〔冠名〕
オホキ
- (ア) 大來
- (カ) 殉死

- (い) 確如。弘仁私記曰、——、心廣大而堅幹(釋紀)
- (ろ) 纏ミツラ其鬢ミナ。私記曰、師說、弘仁私記有ニ兩說、一說

- (い) 確如
- (ろ) 及び(は) 鬢ミツラ皆ミナ

髻鬘連ニ讀伊奈太支一、一説爲ニ美ツ良一（釋紀）

（は）髻鬘 （紀、乾元本頭注等）

引合ミイナタキ 弘仁先説
或引合ミツラ 同後説

けれども、（い）の場合いづれの記事も不完全なものに思われるのであり、（は）は釋日本紀と相近く、そしてこの注記はいずれも卜部家傳襲本にみえるのであるから、或は（ろ）と同源のものかと疑われる。その（ろ）の場合、所謂先説においては相異なるが、所謂後説は合致するのであつて、この差異は釋記所引私記の依る師説の解釋の錯亂、或は現存甲本の完全でないことに出ずるものかとの疑問も抱かれるのであり、これらの例を以つて直に私記甲本即弘仁私記の比定説を疑う論據とするには十分でないと思われる。

このようにして私記甲本は、冒頭に所謂弘仁私記序を有し、その本文に於いても諸書所引の弘仁私記の説に吻合するのであつて、傳寫の間の誤謬が認められて完全なものではないにしても、如何にも弘仁私記と推定されるのであろう。

（註四） 先日閱覽を許された大橋家所藏弘安奥書本日本書紀神代卷には、前記以外にも二箇所に亘り弘仁私記序が引用されており、それぞれ私記甲本との照合がみられたのであつたが、いま準備不十分なため割愛することとした。

（註五） 天理圖書館收藏日本書紀神代卷上下二卷、乾元二年卜部兼夏書寫の奥書が存する。以前は前記大橋家本と共に吉田家に傳襲されてきたもの。

二

さて、丸山二郎氏はこの日本書紀私記甲本について、

日本書紀私記甲本について（志水正司）

今直ちにこの私記の甲本を以て養老弘仁何れのものとして決し得ない。(註六)

とその決定を躊躇保留しておられるのであるが、以下同氏の論點について検討してみることにしよう。

私記甲本を養老私記と疑わしめるのは、釋紀等に養老私記の説として引かれるものの、私記甲本と吻合するもの少くないからである。例を挙げれば、

《引用文》

- (A) 底下 養老説 (紀、乾元本傍注)
ソコツシタル 江
- (B) 陽神、陰神。私記曰、師説、讀ニ陰陽ニ爲ニ雌雄。公望
私記ニ云、案養老等説如ニ師説ニ也 (釋紀)
- (C) 絰履。養老私記曰、朝廷之御衣御履不ニ破辟ニ者 (釋紀)
- (D) 養老記云、隼鳥昇天兮飛翔衝搏鷓鴣所執乎 (紀、前田家
本頭注)
- (E) 蝦夷 (養老説、衣比須) (釋紀)
- (F) 努力努力 (養老弘仁等私記、此云ニ豆刀米) (釋紀)

《私記甲本》

- (A) 底下
ソコツシタ
- (B) 陽神 (雄神) 陰神 (雌神)
- (C) 絰履不弊盡 (朝廷之御衣御履不破辟)
- (D) 隼鳥昇天兮飛翔衝搏鷓鴣所執焉
ヘヤフサアメニノホリトヒカケリイツキカウヘンサ、キトラヘニシ
- (E) 蝦夷
エビス
- (F) 努力
ソトメ

これらの例によるならば、私記甲本の記事はまさに養老私記の説に相當するものといえる。しかして丸山氏はこのことを以つて、

前の弘仁の私記と考へ得ることゝは反對に、甲本を以て一應養老の私記として考へられる節がないでもない。(註七)

と疑われるのである。しかし私記甲本の中に養老私記の説に吻合するものがあるとのことから、直に私記甲本即ち養老私記と疑おうとするのは、余りに早計な見解といわなければならぬ。養老以後の私記の中にも養老私記の説を援用することはあり得ることであり、またそれは宮廷における伝統的な書紀講説の場合には多分に蓋然性を有つことだからである。いまこゝに二つの場合が予想されよう。一つには、私記甲本の記事の全部が養老私記に合致している場合、即ち私記甲本が養老私記乃至同私記の抜萃である場合であり、一つには私記甲本の記事の部分が養老私記に合つている場合、即ち後の私記が養老私記の説を部分的に援用している場合である。そして後者の場合には養老私記と異なる説も編入されて来るわけであろう。そこで私記甲本をみるに、

石姫イシヒメ

養老云以波能比女（底本作北、據藤波家別本改）

とあつて、イハノヒメと訓む養老私記の説を見ながら、必ずしもそれに従わずイシヒメと注している例が認められるのである。次に私記甲本の記事が養老私記の説と相異なる例を擧げてみよう。

《私記甲本》

(a) 是獲滄溟コ、ニアチウナハラアリ

(b) 意哉遇可美小男アナウレシヨヤ ウマシオトコニアヒヌ

日本書紀私記甲本について（志水正司）

《養老私記の説》

(a) 私記曰、養老説不讀是字。公望私記云、案三卷私記、是字コ、尔止讀之〔謂三卷私記者弘仁私記也〕(釋紀等)

(b) 私記曰、アナウレシエヤウマシヲトコルアヒヌ。是

三卷私記之說也。但養老說、云々、アヒルヌコト。(釋

紀)

(c) 沉毅 ツヨシ
シツミツヨシニ

(c) 沉毅 オコ、シ養老說
(紀、吉田兼右本傍注)

(d) 度子 ホタシモリ

(d) 度子 オタリモリ養老
ホタシモリ
(紀、前田家本傍注)

(e) 其雷虺 ソノ神ヒカリヒロメキテ
と

(e) 虺 ヒカリヒロメキテ
ラ養老說
と
(紀、前田家本傍注)

(f) 殉死

(f) 殉。養老私記曰、徒死也。弘仁私記曰、殉死也(釋紀)

等がある。かくの如く私記甲本の中には、養老私記の說に相當するもの存すると同時に、又少からず相異なるものがあるのである。これらの差異の存在は私記甲本をそのまま養老私記乃至その拔萃とみることを拒否するものである。丸山氏が、これらの相異點の儼存を目前にしながらなお私記甲本を以つて養老私記かと疑われるときには、この兩者の差異を如何に説明されるのであろうか。この問題が解明されぬ限り私記甲本を養老私記とみることが出来ないであろう。

他方、これら養老說と相異なる場合の私記甲本の記事が、屢々所謂弘仁私記の說と合致することが注意されて來るのである。即ち私記甲本は、一部養老私記を参照しそれに依りながらも、他の部分では必ずしも従わず、その記事はかえつて所謂弘仁私記の說と吻合するのである。そして又私記甲本の記事の多數が、諸書所引のいわゆる弘仁私記の說に合

致することは、前節に詳しく検証した通りである。このように見てくるならば、私記甲本は、養老私記ではなく、むしろその後前説を参照批判しながら撰述された弘仁私記であろうと考えられるのである。このように解することがいかにも自然というべきであろう。

(註六・七) 丸山氏前掲論文。

三

以上、日本書紀私記甲本について考察し、養老私記に擬することの困難なことを指摘し、その記事の養老説に一致するものがあるのは私記甲本が養老私記を参考にしていることによるのであつて、或るときはこれを斥け代りに弘仁説が主張されており、また他の部分においても多く所謂弘仁私記の説と吻合するのであり、その冒頭に弘仁私記の序文を有することと共に、私記甲本即ち弘仁私記と推定したのであつた。そして管見の及ぶ限りではそのように考えて何ら牴觸することがないと思われるのである。

例えば丸山氏はまた、釋紀等における引用の仕方に關心を示されて、前掲の養老私記説と私記甲本との吻合を擧示した中で、その二例が「養老弘仁等私記」「養老等説」とあるに、他の例がただ「養老私記曰」「養老説」等のみあり弘仁私記の説もこれと同じと注記していないことを指摘注意しておられるのであるが、しかし、それらの場合とても、丸山氏自身も云われる如く、その養老の説が弘仁私記に採用踏襲されていることを拒否するものではないであろう。弘仁私記の説も同前であるとの斷りを必ずしも注記しないのを責めることは出来ないからである。又、釋紀述義仁賢條の弱

草の註記が私記甲本と同様でありながら、ただ「私記曰」として弘仁私記曰とないのは物足らぬ感もあるが、だからといってこれを責めることも、釋紀の他の例から推して無理であろうと思われる。要するにこれらの點も私記甲本を弘仁私記と認めるのに何ら蹉跌とはならないのであろう。そしてむしろ丸山氏の疑惑は杞憂に屬するものと私には思われるのである。^(註八)

(註八) 丸山氏前掲論文參照。

四

次に、弘仁私記に關して岩橋小彌太氏が最近發表された見解^(註九)について検討してみたいと思う。氏はまず所謂弘仁私記序の記事内容について疑問を擧げその不信を述べておられるのであるが、問題の性質上この點に關する論議は他の機會に譲り、こゝでは専ら弘仁私記の本文に關する新見解をとりあげて吟味することにしたい。岩橋氏によれば、

延喜頃の弘仁私記といふのは今あるものとは少し姿が違つて居つたと考へられる。それに對して釋日本紀の頃には大略今のやうな姿であつたらしい。これによつて今の弘仁私記は延喜以後文永以前に出來たと極めてしまふのは少し早計かも知れないが、兎も角も其の頃に餘程姿が變つてしまつてゐることは争へない。

と説かれるのであつて、興味深い見解といふべきであらう。しかしてその論據は、釋日本紀所引の弘仁私記の説を、今の弘仁私記||日本書紀私記甲本の本文に驗するに、

卷十六の公望私記や古私記から引いたところは、皆見えてゐない。……其の他は概ね一致する。

との比較の結果に存するのである。いまその釋紀卷十六の引用文について吟味してみよう。「是獲滄溟」について釋紀に、

公望私記云、案三卷私記、是字コ、尔止讀之、〔謂三卷私記者弘仁私記也〕

との註記があり、私記甲本には、

コ。○。ニ
アヲウナハラアリ

との傍訓があつて、兩者の吻合がみられるのである。次に「憲哉遇可美少男焉」については、釋紀に

私記曰、問、此讀様如何、答、アナウレシエヤウマシヲトコ尔アヒヌ、是三卷私記之說也。

とみえ、私記甲本には、

ア。○。○。ウ。レ。シ。ヨ。△。○。○。○。△。○。○。○。○。○。○。
アナウレシヨヤウマシオトコニアヒヌ

とある。ヲとオが相違するが、これは藤波家別本ではヲ、藤波家本ではホとなつており、書寫の間の動搖が思われて強く當時の差異とは言い難いであろう。またエとヨと相違する。しかしこれも字體がくずれると近似するので、筆寫の間の錯亂を考ふる余地はないだろうか。次に「纏其髻鬢」については、釋紀には、

私記曰、……師說、弘仁私記有兩說、一說髻鬢連讀伊奈太支。一說爲美ツ良。

とあるに、私記甲本には、

髻鬢皆
ミツラミナ

とあるばかりである。しかしこの場合も、既に述べたように、所謂先説においては相異するが、所謂後説は合致する

のであつて、この差異は釋紀所引私記の依る師説の錯亂、或は現存私記甲本の完全でないことに出ずるものかとも疑われるのである。このように見てくるときに、最初の一例は論據とはなし難く、残る二例に據つて前記の見解が主張されるのであろう。そしてその二例に幾分の疑問の餘地が存するとすれば、岩橋氏の見解は少しく大膽な考案といわなければなるまい。何分にも事例が僅少なために十分檢證し難く、疑惑を解明し得ないのは残念である。

(註九) 岩橋氏前掲論文。

五

また岩橋氏は、今の弘仁私記||私記甲本は、ウヒチニ 湮土瓊、スヒチニ 沙土瓊、オホトノチ 大戸之道、オホトマヘ 大戸間邊………という風に、片假名で傍訓を施してあるのがその殆んどを占めているが、極めて稀に、

陽神ヨウカミ 雄神、陰神メカミ 雌神

とか、或は、

此云運屬大荒之次也 時當於闇昧也

運屬鴻荒時鐘、 此云故闇乎以正乎養而此西邊乎治也
故蒙以養正治此西偏、

という風に注しているところもあるに注意せられて、

考へて見るに、此の弘仁の時代に果して片假名があつたであらうか。片假名は吉備眞備が始めて製したといふやうな俗説はもはや顧るに値しない。今日に知られてゐる片假名の最も古いものは天長五年七月に加點せられた成實論であるといふ。天長といへば弘仁に次ぐ年號であるから、弘仁に片假名が無かつたとは言へないが、當時の片假名は乎

古止點と同じく、一種の祕點であつて、經籍の訓點を密に注記したものである。今の弘仁私記のやうに、自由に廣く寫し傳へられたものとは考へられない。寧ろ弘仁私記の元の姿は「此云、運屬大荒之次也、時當於闇昧也」とか、「此云、故闇乎以、正乎養而、此西邊乎治也」とかいふ風に注したものであらう。

とも述べておられる。ここで想起されるのは、且て同じくこの點を疑われた太田晶二郎氏が、

大部分片假名になつてゐるのは明かに舊にあるまじいことで、一部分、又は釋紀「弘仁私記、大來此云於保支」等に見られる如く、眞假名であつたに違無く（下略）

と言つておられることである。^(註十)しかしこれは、岩橋氏が前記の例を擧げて弘仁私記の元の姿はかくあつたものと言われるのは異なる見解といふべきであらう。即ち岩橋氏の場合には、弘仁私記の元の姿は「極めて稀に」しか窺い得ぬほどの改革をうけて了つてゐるということになるわけであり、太田氏の場合は、元來眞假名であつた傍訓が片假名に書き換えられたと言うのであつて、特に根本的な變革をうけることなく、私記の原型は大體留保せられてゐるということにもなる。

さて、岩橋氏が何故に「此云、運屬大荒之次也、時當於闇昧也」等の如き極めて特殊な例を以つて私記甲本の元の姿としたか明らかでない。片假名の使用に疑問を抱かれるだけであれば、むしろ太田氏の如き見解に従う方が妥當のやうに思われる。私見によれば、即ち、

(4) 現在の私記甲本においても、孝照・孝安・孝元・開化の諸天皇條及びその他の部分には、眞假名による訓注の殘存が見られる。

(四) 古く引用されたものに、「弘仁私記、大來此云於保支」「物部二田造塩〔弘仁私記、不都多〕」(以上釋紀)とあり、

また「潮酒瓊

」「太占之卜事

」「高天原

」(以上乾元奧書本神代紀)などと

之保非乃太麻弘仁記

布刀麻尔乃宇良碁等弘仁記說

多加阿萬乃波良弘仁

見えているのに、いまの私記甲本では「大來」^{オホキ}「二田」^{フツタ}「潮酒瓊」^{シホヒクタマ}「太占之卜事」^{フトマニノウラコト}「高天原」^{タカヤマノハラ}等の如くになっているの

が認められる。これらの例は、以前には眞假名で記されていた訓注が次第に片假名で書かれるようになった過程を示すものである。

(五) 古く溯つて、眞假名を用いて語句の倭訓を示す例は、書紀分註や楊氏漢語鈔にも存するから、弘仁私記の場合も倭訓が眞假名で注記されていたと考えることには何ら支障がない。

(六) 弘仁私記序に該私記の内容について「以倭音辨詞語」と述べられているが、それはまさに前記の如き眞假名等を以つて語句の倭訓を示し辨明するという作業を指したものであると考えられる。

(七) 岩橋氏の指摘された例は、その訓釋を示すに義字・假字を併用した特例であろう。

以上の諸點から、弘仁私記の元の姿を推察するに、書紀の語句について訓釋を附したものであり、その序文にもあるように大多數は倭訓を注記したものであつたらう。そしてその倭訓には書紀分註等の先例もあるように多く眞假名が用いられたのであつて、岩橋氏の指摘された「此云故闡乎以正乎養而此西邊乎治也」の如きは、倭訓を義字・假字の併用をもつて示した特殊な例といふべく、従つて、それを擧示して現存の私記甲本には弘仁私記の元の姿が極めて稀にしか窺い得ぬとされるのは不當といふべきであらう。むしろそこには一部眞假名から片假名への書き改めはあつたが、なお

その訓釋の原型は根本的な變革をうけることなく、ほぼもとのまゝに保存されているように私には思われるのである。

以上、片假名についての疑問に發して原本に於ける眞假名の使用を推定したのであつたが、そこにはなお考うべき問題が存するように思われる。即ち、現存私記甲本の訓注には眞假名片假名が混淆して用いられているに、私記乙・丙本の現存本はほぼ眞假名で統一されているという事實が注意される。若し私記甲本の訓注の原型が凡て眞假名のみで書かれていたものならば、私記乙・丙本やまた新撰字鏡・倭名類聚抄などの訓注のように、後人がその一部を片假名に改め寫すということもなかつたのではあるまいかと疑われよう。殊に成實論訓點において二分之一強の省體假名が使用され、また日本靈異記の各説話末尾の訓釋にも片假名の混用が認められる時代として、弘仁私記の訓注が省體假名を眞假名に混えて書かれたことも容易に考へうることであり、そうであつたとするならば、現在の私記甲本にみる如き混淆體の出來たというのも無理がないように思われる。これを要するに、弘仁私記訓注には眞假名が使用されたることは先に推察した通りであるが、すべてがそれではなく、また幾分の省體假名等が最初から混用されていたとみるべきであると思ふのである。

(註十) 太田晶二郎「上代に於ける日本書紀講究」本邦史學史論叢所收(昭一四)

(註十一) 楊氏漢語鈔については倭名類聚抄の序に「養老所傳楊説纒十部」とあれば、養老年間にシナ人めかして楊氏と名のつた者が編纂したもので、その内容は、同抄中に

楊氏漢語鈔云白雨〔和名、無良左女〕

楊氏漢語鈔云遊行女兒〔和名、宇加禮女、又云阿曾比〕

などの四十數項に亘る引用がみえて窺われよう。

六

さて、弘仁私記は、承平私記（私記丁本）・釋日本紀に「弘仁三卷私記」「三卷私記」と謂われ、本朝書籍目錄に「弘仁四年私記三卷」とみえ、またその所謂弘仁私記序（私記甲本序）にも「凡抄三十卷勒爲三卷」とあるを以つて見れば、三卷から成つたものであつたらう。岩橋氏は、またこの點をとりあげられ、

然るに今の弘仁私記には日本書紀私記卷上并序といふ首題と、卷下といふ首題とがあつて、卷中といふのが見えな
い。かういふ風に此の私記は甚だしく寫し歪められてゐるのである。

と述べておられる。^(註十二)しかし、いま私記甲本を見るに仁徳天皇條の前にやや小さく「卷中」と記されており、諸本を検するにいずれにもみえている。これはそこで紙を更めて書き出していないので言葉の意味での首題とは認められぬのであろうが、轉寫の間に空白を省いて間を詰めることは容易に考えられることであり、そのように考えれば、卷下の首題と比較して書式において難點はないのであつて、私はこれを以つて上巻と中巻の界として信用したいと思うのである。即ち、かつて丸山二郎氏も言及されているように、^(註十三)私記甲本は卷首神代から應神天皇までを卷上となし、仁徳天皇から敏達天皇までを卷中とし、以下持統までを卷下としてゐるのであつて、いまなお三卷としての舊態をとどめてゐることが認められるのである。

以上、諸先學の業績に導かれつゝ、未熟な論證に據つて考察するのであるが、日本書紀私記甲本は、一部眞假名及び省體假名から片假名への書き換えもあり、また轉寫の間の錯謬も少からず存して完全なものでないにしても、なお弘仁

私記の原型をよく留め伝えるものと推定されるのである。たゞ小稿においては、その外邊的問題に限定して考察したのであつて、更に私記甲本の記事内容について吟味するならば未だ多くの問題が存するであらう。そして内外兩側面の研究は互に密接な連關をもつて進めらるべきものと思われるが、これはその一面の考察にすぎない。こゝに残された内容的問題についてはまた別に機會を選んで考案を述べたいと思う。

終に臨んで、この小稿をなすに當り古寫本の閱覽等種々便宜を與えて下さつた多數の方々に対して深厚の謝意を表す。わけても、從來全般的には紹介されることのなかつた、天理圖書館所藏乾元奥書本神代紀の養老・弘仁私記に關する注記の、引用掲載を許された御厚情は深く感銘するところである。

(註十二) 岩橋氏前掲論文。

(註十三) 丸山氏前掲論文。